

地理的表示保護制度について

平成28年9月

農林水産省

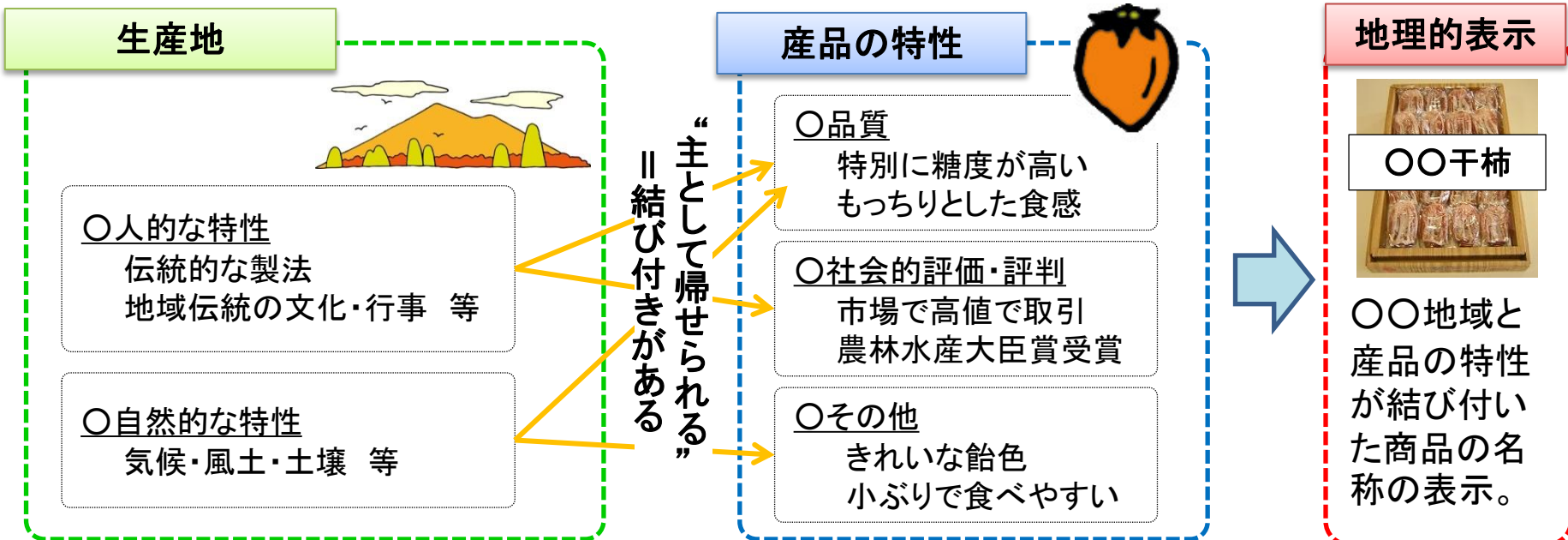
1 地理的表示（GI：Geographical Indication）とは

地理的表示

- 農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

(例) ○ ○ □ □
地名 + 産品名

地理的表示のイメージ —○○干柿（※架空の食品）を例に—



2 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するもの。
- 国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護。

トリップス 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)

[WTO協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)附属書1C)]

- TRIPS協定における定義(第22条1)

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

- 諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100か国以上。

| アジア | 中東 | 欧州 (EUを除く) | EU | 中南米 | アフリカ |
|------|-----|---------------|--------|------|------|
| 11か国 | 7か国 | 17か国 | (28か国) | 24か国 | 24か国 |

※ 国際貿易センター(WTOと国連貿易開発会議(UNCTAD)の共同設立機関)調べ(平成21年)

EUの地理的表示保護制度のマーク

(<http://eumag.jp/issues/c1013/>)



PDO(原産地呼称保護): 特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI(地理的表示保護): 特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

(参考) EUで地理的表示登録されている製品の例

乳製品(チーズ)

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(フランス)

○特徴: どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

○地域との結び付き: フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマン種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。



※「カマンベール」の名称自体は、誰もが制限なく使用できる。

野菜・果物

メラ・アルト・アディージェ (イタリア)

※メラ:りんご(伊語)

○特徴: カラーによってりんごの種類が区分される。強い芳香を持つ。果肉はぎっしり詰まっており、保存期間が長い。

○地域との結び付き: 伊北東部アルト・アディージェ地域の気候は温度差が大きく乾燥している。日照時間は長く、海拔500m以上の生産地で、果実はゆっくりと熟す。

肥沃な土地と適した気候により、19世紀半ばから、この地域でりんごの商業栽培が始められた。



牛肉・畜産加工品

プロシュート・ディ・パルマ(イタリア)

※プロシュート:生ハム(伊語)

○特徴: パルマ地方の豚モモ肉と、塩のみを原料とした生ハム。カットした生ハムはピンク色～赤色で脂肪部分は白く、繊細でまろやかな甘みと軽い塩味、独特の芳醇な香りが特徴。

○地域との結び付き: イタリア・パルマの丘陵付近で生産された生ハムのみが、プロシュート・ディ・パルマとして認可され王冠型の焼印を受けられる。アペニン山脈から丘陵に吹くそよ風が空気を乾燥させ、伝統的な製法で、何世紀にもわたり、生ハムの製造を可能にしてきた。



その他

スコティッシュ・ファームド・サーモン (養殖サーモン)(イギリス)

○特徴: シャープな外観と丸みを帯びた側面が特徴。硬くなめらかな鱗で覆われており、光沢のある銀色をしている。鮮度のよいサーモンの身は締まっており、一貫性のある食味を保っている。

○地域との結び付き: スコティッシュ・ファームド・サーモン(大西洋サケ)を養殖しているスコットランドの西海岸では、150年を超える長きに渡り、養殖技術の改良が行われてきた。地域は大西洋サケの養殖に理想的な入江となっている。



3 日本における地理的表示保護制度の創設（制度の大枠）

- 日本においても地理的表示保護制度を創設するため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号）が平成26年6月に成立（通称「地理的表示法」）。

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 製品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

4 登録標章（GIマーク）

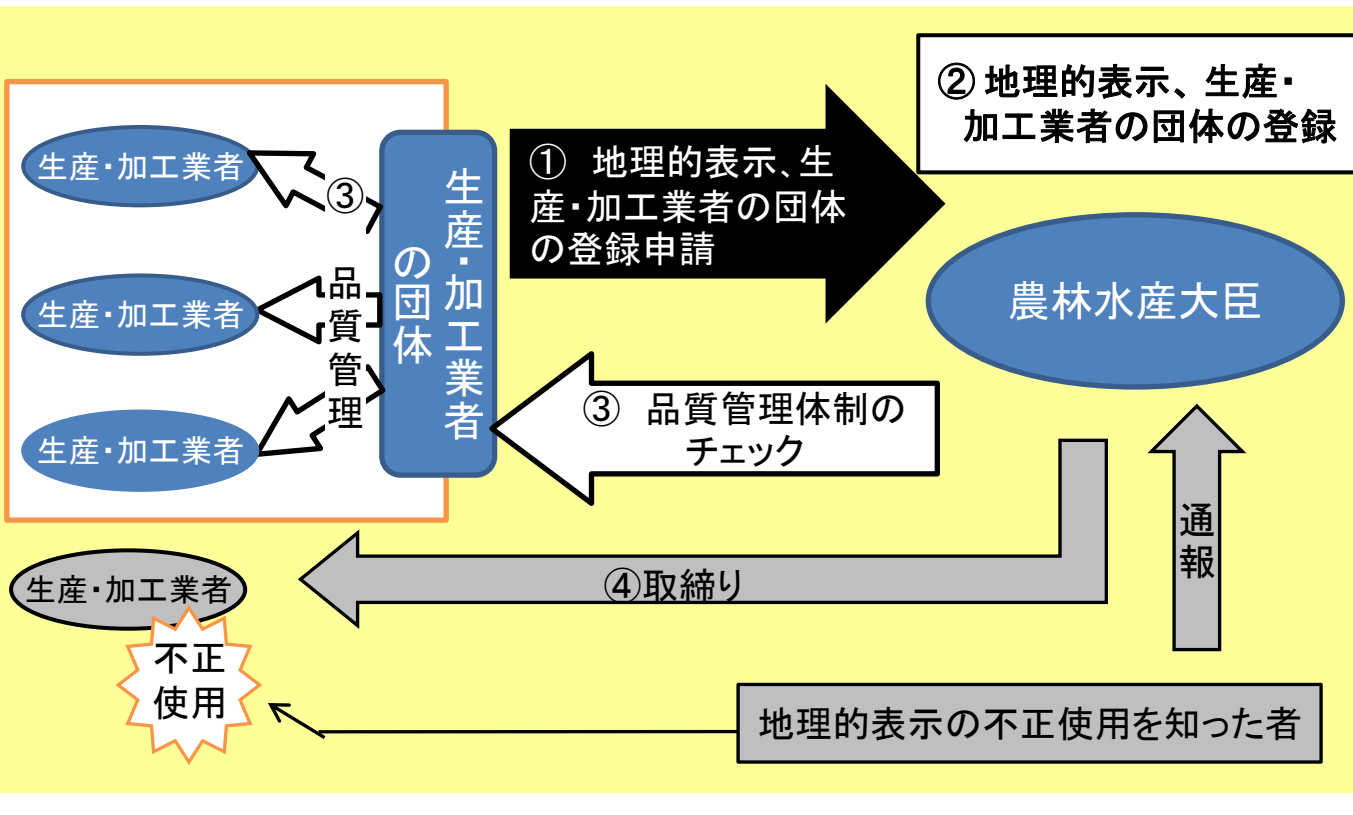
- GIマークは、登録された製品の地理的表示と併せて付すものであり、製品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証するもの。



GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

5 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）

制度の概要



- ① 生産・加工業者の団体が「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録申請。
- ② 農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。→基準を満たすものに「地理的表示」及びGIマークの使用を認める。
- ③ 登録を受けた団体が品質管理を実施。農林水産大臣が団体の品質管理体制をチェック。
- ④ 不正使用があった場合は農林水産大臣が取締り。

目的

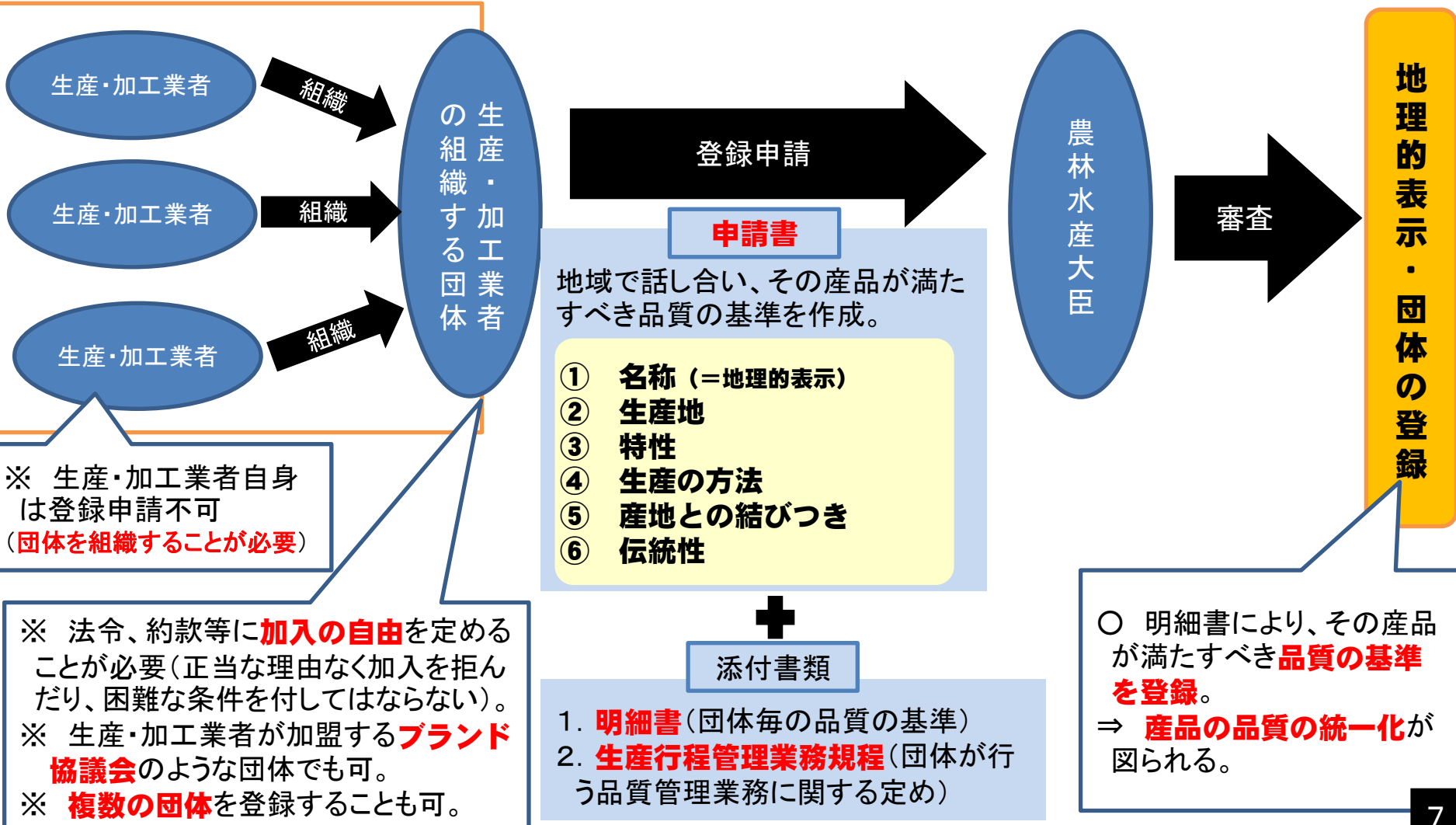
① **生産者利益**(地域の知的財産)の保護
〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② **需要者利益**の保護
〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

平成27年6月1日から施行され、申請受付を開始

6 地理的表示の登録手続

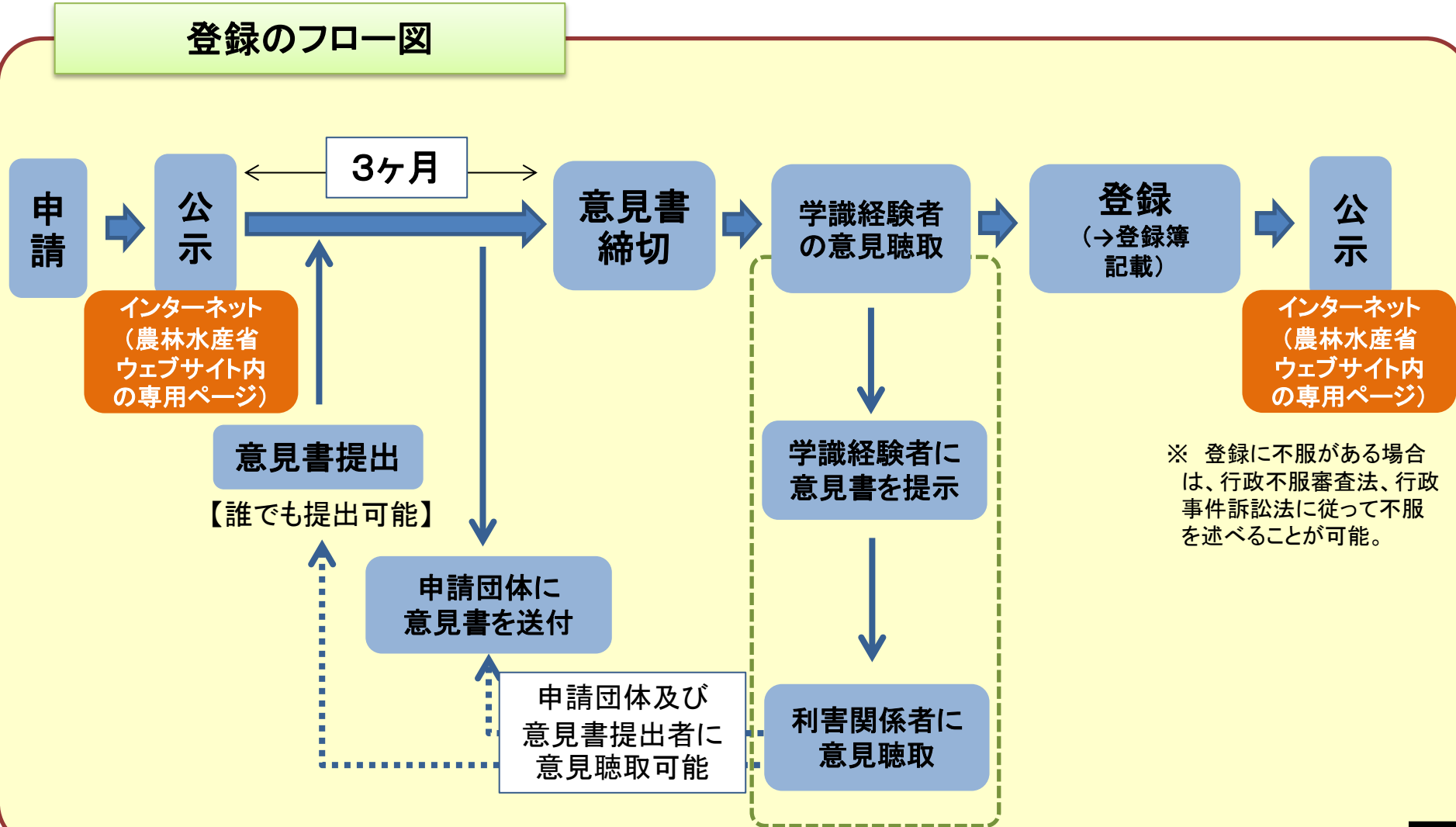
- ① 生産・加工業者の団体が、「地理的表示」を申請書と添付書類(明細書、生産行程管理業務規程等)により、登録申請。
- ② 農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。
→申請書により定まる品質の基準も合わせて登録。



7 地理的表示の審査手続

- ① 申請の受付後、3ヶ月間にわたる第三者からの意見書提出の期間を設ける。
- ② 意見書提出期間が終了した後、学識経験者の意見聴取を経て、農林水産大臣による登録審査が行われる。

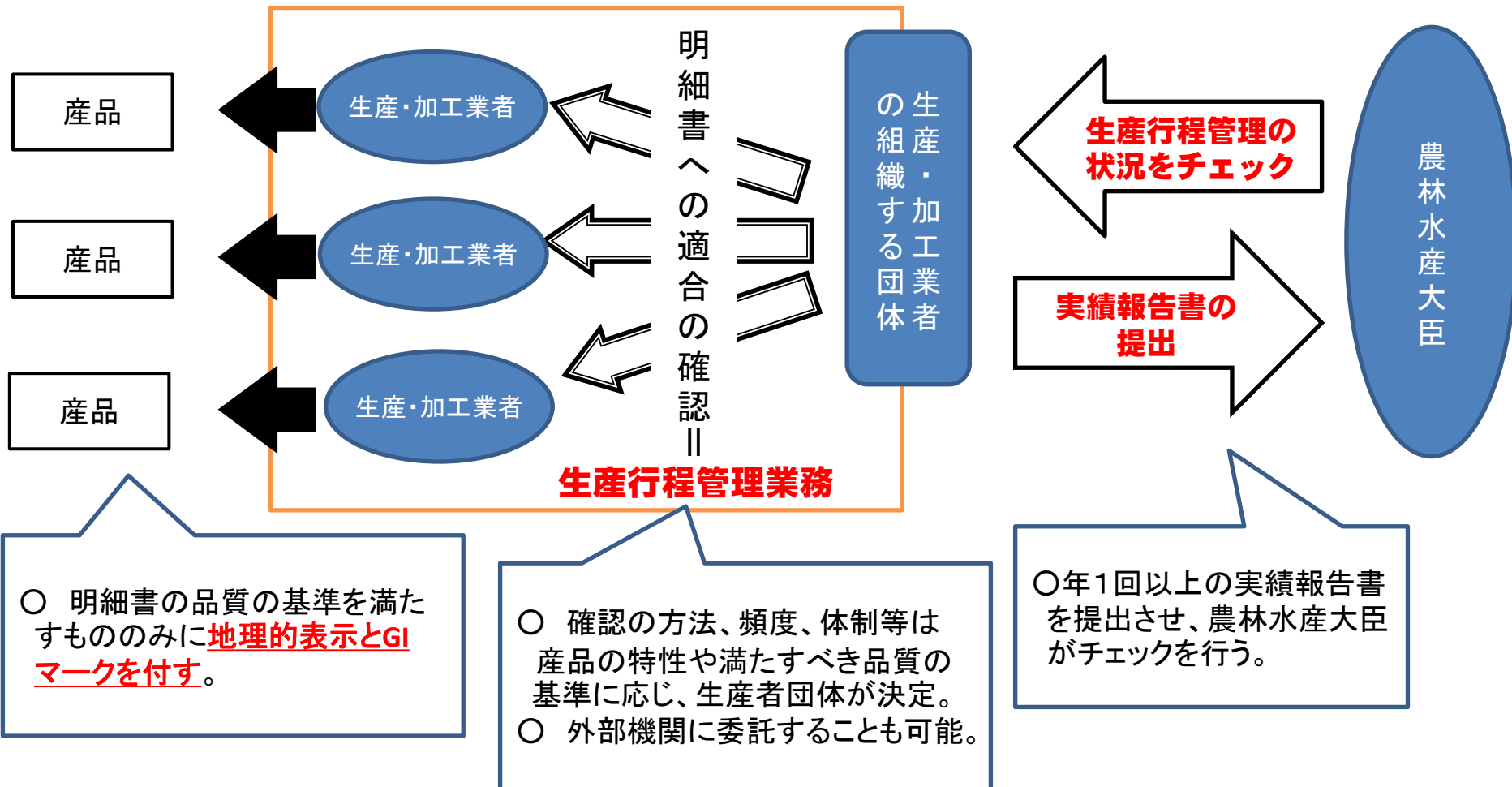
登録のフロー図



※ 登録に不服がある場合は、行政不服審査法、行政事件訴訟法に従って不服を述べる事が可能。

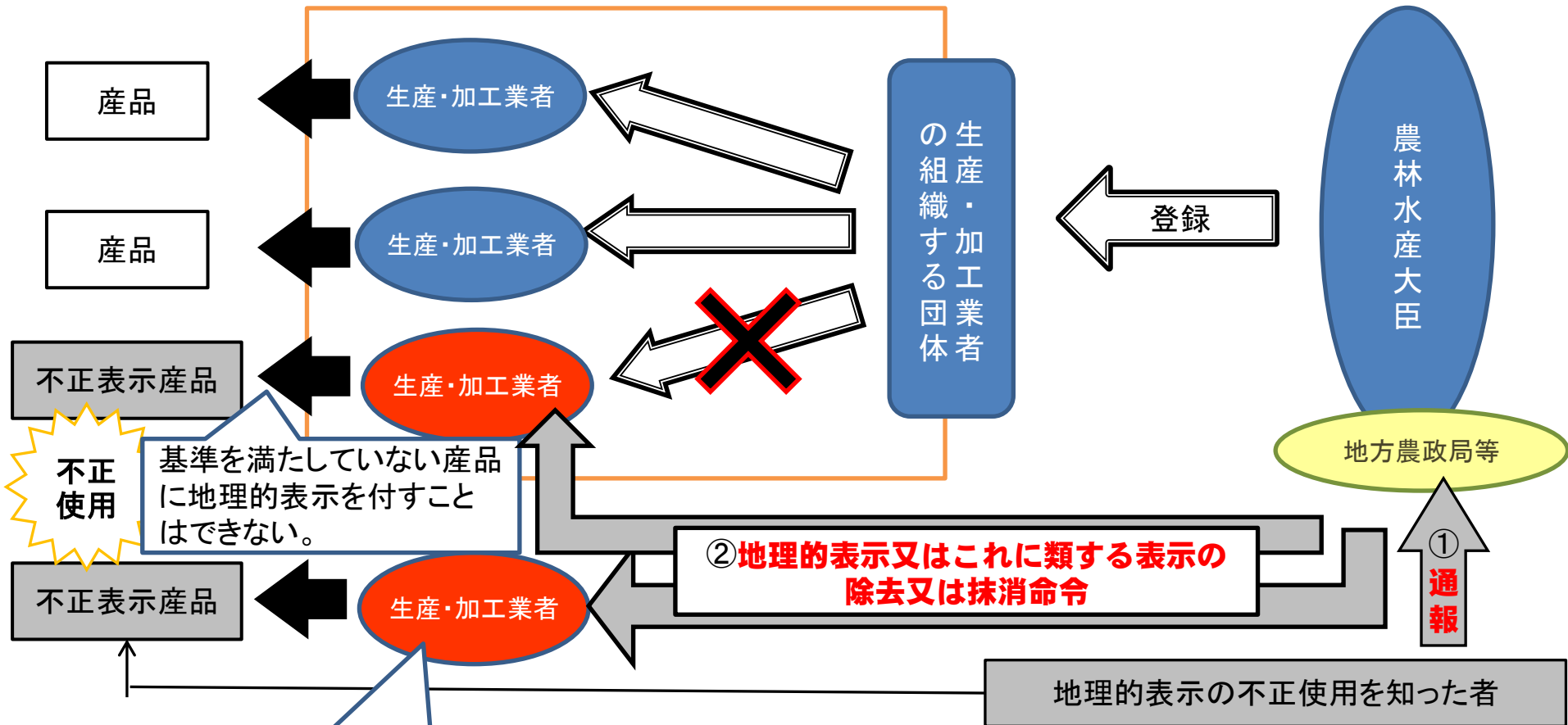
8 登録後の品質管理

- ① 生産・加工業者の団体は、生産行程管理業務規程に基づき、その構成員である生産・加工業者が、明細書(その産品が満たすべき品質の基準)に適合した生産を行うよう必要な指導、検査等を実施。
- ② 農林水産大臣は生産行程管理業務が適切に行われているか、定期的にチェック。



9 不正使用への対応

- ①登録を受けた団体の構成員が基準を満たしていない産品に「地理的表示」を付して産品を販売
- ②登録を受けた団体の構成員でない生産・加工業者が「地理的表示」を付して産品を販売等の不正使用が行われていることを知った者は農林水産大臣(省)にその旨を通報。
- 農林水産大臣は不正使用を行っている生産・加工業者に対し、不正表示の除去又は抹消を命令。
→従わない場合は罰則も。



○ 生産者団体に加入していない者は地理的表示を付すことはできない。

- ① 登録を受けた生産者団体に加入するか、
 - ② 新たな団体を組織する
- で地理的表示を付すことができるようになる。

10 罰則

- 地理的表示及びGIマークの不正使用に対しては、措置命令を行い、改善されない場合には罰則が科されることとなる。

○ 地理的表示の不正使用

- ① 不正使用者に対する
行政措置

農林水産大臣
による命令

② 命令違反



- ③ 罰則

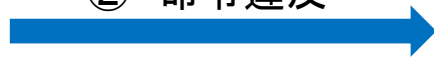
- ・ 個人： **5年**以下の懲役
又は
500万円以下の罰金
(併科可)
- ・ 団体： **3億円**以下の罰金

○ 標章（GIマーク）の不正使用

- ① 不正使用者に対する
行政措置

農林水産大臣
による命令

② 命令違反



- ③ 罰則

- ・ 個人： **3年**以下の懲役
又は
300万円以下の罰金
- ・ 団体： **1億円**以下の罰金

1 1 地理的表示保護制度の目指すもの

地理的表示保護制度の導入

[制度導入のメリット]

○ 地域ブランド産品として差別化が図られ、**価格に反映**。

※ **一定の品質を満たす産品のみ**が地理的表示を付すことができ、地域ブランド産品の**品質を保証**。

◎EUの農作物・食品の地理的表示産品の付加価値は、通常品より約1.55倍高い。
(2012年 EU調査)

[仏の具体例]

○「ブレス鶏」は一般品の4倍の価格で取引。

〔 仏中東部のブレス地方の鶏。5週齢以上になると放牧する等、伝統的な方法で飼養。 〕

○「エスプレット唐辛子」は、取組の成果により

- ① 価格や生産者が倍増するとともに、
- ② 観光客の増加が図られている(年間60万人来訪)

〔 仏南西部のエスプレット等の地域の唐辛子。古くから地域の伝統料理に用いられ、コショウに似た、辛さと甘みの合わさった味わいが特徴。 〕



ブレス鶏



エスプレット唐辛子

○ 不正使用に対して**行政が取締りを行う**ことで、生産者にとっては、**訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護**が可能。

○ **品質を守るもののみが市場に流通**。

※ GIマークにより、**他の産品との差別化**が図られる。



○ 真の日本の特産品の**海外展開に寄与**。

※ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマークを貼付することにより、**輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示**され、差別化が図られる。

○ **地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化**

○ **伝統的な食文化の継承**

消費者の利益の保護

農林水産物・食品の輸出促進

1 2 海外における地理的表示の保護

- 諸外国では、地理的表示の相互保護は国際協定により行うことが一般的。
- TPP協定において、国際協定により地理的表示の相互保護を行う場合の共通ルールが確立されたことを受け、我が国の地理的表示法を改正。
- その他、GIマークを活用することで、我が国の真正産品を海外で差別化。

外国との地理的表示の相互保護

GI法 地域と結びついた特色ある農林水産物等の名称(地理的表示 = GI)の保護
※平成28年8月時点で14産品を登録

TPP協定 ⇒ GIの相互保護に関する共通ルールが確立
〔 TPP非締約国を含む外国政府との国際協定に基づくGI保護が対象 〕

TPP協定に対応したGIの相互保護を可能とする制度を整備



日本の高品質な農林水産物の輸出促進による攻めの農林水産業の推進

GIマークの活用



▶地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付

〔 主要な輸出先国においてGIマークを商標登録 〕

▶輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶真の日本の特産品の海外展開に寄与

▶農林水産物・食品の輸出促進

1 3 地理的表示登録の効果

- GI登録を契機に、商品の特性を再確認するとともに、生産の方法や品質管理について明文化して地域で共有。
- 取引の拡大や担い手の増加など、GI登録の効果が着実に現れている。

確立した特性

生産地と生産の方法

地域共有の財産として
GIに登録

○登録産品

すべからく報道機会の増加



報道機会の
増加

○鳥取砂丘らっきょう/ふくべ砂丘らっきょう

取引のなかったデパートから引き合い



取引の
拡大

○あおもりカシス

メーカーと協力し、カシスと青森のリンゴを使ったカシスリンゴジュースを開発



○江戸崎かぼちゃ

1kgあたりの価格が約50円上昇



価格の上昇

○夕張メロン

初セリ価格史上最高の2玉300万円



○八女伝統本玉露

単価が約1割上昇



○伊予生糸

新たに生糸生産に携わる担い手が就農
今後も新たな就農の予定



○あおもりカシス

急増する需要に応えるため、新規就農者を積極的に受け入れ



(参考) 登録産品 (平成28年7月12日時点) ①

野菜・果物

登録番号第1号 あおもりカシス (あおもりカシスの会)



特性

品種は「あおもりカシス」。さわやかな酸味や独特の芳香があり、アントシアニンも豊富。完熟したものから選別し、全て手摘みで収穫。

生産地: 青森県東青地域(※)

地域との結び付き

昭和40年に弘前大学教授がドイツで、青森の気候に適するであろうと苗木提供の申し出を受けて導入。品種改良せず、当時の品種のまま地域で守り育ててきた。

※青森市、東津軽郡平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町

登録番号第4号 夕張メロン (夕張市農業協同組合)



特性

果肉は、内部色はオレンジ色で、繊維質が少ないことから非常に柔らかく、ジューシー。芳醇な香りが強い「夕張キング」という品種を使用しており、糖度は10度以上。

生産地: 北海道夕張市

地域との結び付き

山や丘陵に囲まれて昼夜の気温差が大きく、また、降水量が少ない上、火山灰土壌で水はけがよいという地理的特徴から、優れた品種特性が発揮される。さらに、栽培技術の蓄積による細やかな栽培管理により、この地域でないと「夕張メロン」を栽培することはできない。

登録番号第6号 江戸崎かぼちゃ (稲敷農業協同組合)



特性

完熟で収穫を行うため、ほくほくとした食感で甘味がある。果皮の緑色が濃く、質感がゴツゴツしており、果肉色は濃いオレンジ色。

生産地: 茨城県稲敷市及び牛久市桂町

地域との結び付き

土壌は火山灰層(関東ローム層)であり排水性が高く、年間を通して適度な降水があるため過湿に弱いカボチャの生産適地。約50年にわたる生産の歴史の中で培われた栽培方法と全ての圃場に対する厳格な検査体制を継承し続け、完熟収穫を徹底。

登録番号第11号 鳥取砂丘らっきょう/ふくべ砂丘らっきょう (鳥取いなば農業協同組合)



特性

身が締まっているうえ、各鱗片の厚みもほぼ同一で、食感の「シャキシャキ感」が良く、らっきょうの外観が白い。

生産地: 鳥取県鳥取市福部町内の鳥取砂丘に隣接した砂丘畑

地域との結び付き

鳥取砂丘に隣接した砂丘畑は、地力が低いことと、風が強く空っ風であり、砂質の環境(70mもの砂の層)であるがゆえに無駄な水分や栄養素等がないため、らっきょうの栽培に適していた。

登録番号第14号 吉川ナス (鯖江市伝統野菜等栽培研究会)



特性

吉川ナスは、光沢のある黒紫色をした直径10cmほどの大きさの楕円～やや巾着型をした、肉質が緻密な丸ナスである。水分量が多いため、火を通すととろみのある食感が生まれ、煮崩れしにくく、味が濃く大果で独特の形をしていることから、料亭やレストランで使用される。

生産地: 福井県鯖江市

地域との結び付き

吉川ナスは、鯖江市の旧吉川村一帯で栽培されていたナスであり、現在まで品種改良されることなく継承されてきた。

(参考) 登録産品 (平成28年7月12日時点) ②

畜産食品

登録番号第2号 但馬牛 (神戸肉流通推進協議会)

特性

兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。

地域との結び付き

素牛である但馬牛は、約1200年も昔から兵庫県北部の但馬地方の山あいでは農耕に用いられた役牛が由来。明治期に肉牛として遺伝的に良質な血統であることが認識された。兵庫県の県有種雄牛のみを歴代に互り交配し、長い歳月をかけ改良が重ねられた種雄牛と同じく県内の但馬牛を交配した良質な肉質の肉用牛。

生産地: 兵庫県内



登録番号第3号 神戸ビーフ (神戸肉流通推進協議会)

特性

兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。

地域との結び付き

素牛である但馬牛は、約1200年も昔から兵庫県北部の但馬地方の山あいでは農耕に用いられた役牛が由来。明治期に肉牛として遺伝的に良質な血統であることが認識された。兵庫県の県有種雄牛のみを歴代に互り交配し、長い歳月をかけ改良が重ねられた種雄牛と同じく県内の但馬牛を交配した良質な肉質の肉用牛。

生産地: 兵庫県内



果物加工品

登録番号第13号 市田柿 (みなみ信州農業協同組合)

特性

地域発祥の品種で、糖度が高く、小ぶりの市田柿を用いた干柿である。伝統的な方法を活かした干し上げやしっとりとした揉み込みを行うことにより、餡色で、もっちりやわらかな食感と肌理細かなブドウ糖の粉化粧をもつ。

地域との結び付き

原料の市田柿は下伊那郡高森町が発祥の地である。この地域は昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができること、晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う地域であることから、高品質の干し柿が産出できる。干し柿の生産シーズンに各生産農家かけられる柿のれんは当地の風物詩となっている。

生産地: 長野県飯田市、下伊那郡ならびに上伊那郡のうち飯島町および中川村



穀物加工品

登録番号第12号 三輪素麺 (奈良県三輪素麺工業協同組合、奈良県三輪素麺販売協議会)

特性

約1300年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。

地域との結び付き

手延べ素麺発祥の地とされている、毎年2月5日、全国の手延べ素麺産地の関係者が一同に会し、大神(おおみわ)神社で「ト定祭(ぼくじょうさい)」が営まれている。昭和40年代以降、家内工業として広く受け入れられ県下全域に広がった。

生産地: 奈良県全域



(参考) 登録産品 (平成28年7月12日時点) ③

加工品

登録番号第5号 八女伝統本玉露 (八女伝統本玉露推進協議会)

特性

茶葉収穫前に稲わら等の天然資材で被覆することにより「覆い香」といわれる香気成分の含有量が高い茶葉が生産される。味は濃厚で非常にうま味が強く、「まるやか」で「こく」がある。

生産地:福岡県内

地域との結び付き

立地条件がもたらす朝夕の気温差が朝霧の発生を促し、うま味成分が多く蓄えられるため、高品質な茶が生産される。稲わら等の天然資材による棚被覆(間接被覆)や自然仕立て、手摘み作業といった生産方法を110年以上守り受け継いでいる。



登録番号第7号 鹿児島島の壺造り黒酢 (鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会)

特性

屋外に並べた壺を使って仕込み発酵するという独特な製法による米黒酢。発酵に6か月以上、熟成に6か月以上の長期熟成から生まれる特有の香りとまるやかな酸味。

生産地:鹿児島県霧島市福山町及び隼人町

地域との結び付き

1800年代初期には生産が開始された伝統的製法による黒酢の発祥の地。一年を通じて温暖で寒暖の差が小さく、また、薩摩焼の壺が身近に得られる土地柄は黒酢造りに最適の地である。



非食用農林水産物

登録番号第8号 くまもと県産い草 (八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合)

特性

茎長が長く畳表の製織に適した熊本県優良指定品種(ひのみどり、夕凧、ひのはるか)を用い、伝統的な「泥染め」製法により光沢や色調を整えた良質ないぐさ。

生産地:熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

地域との結び付き

熊本県優良指定品種(ひのみどり、夕凧、ひのはるか)は生産地の生産者に栽培が限られている。泥染め行程はいぐさ栽培の歴史に合わせて効率的な製法技術として確立。



登録番号第9号 くまもと県産い草畳表 (八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合)

特性

栽培から加工・製織までの行程を一貫して行い、泥染めされたいぐさを使用し、揃いの長さで製織することにより、色合いや品種特性が統一された高品質な畳表。

生産地:熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

地域との結び付き

いぐさ栽培の歴史に合わせて栽培から加工・製織までの行程を一貫して行う畳表生産が地場産業として定着し、1970年には日本一の産地に成長。



登録番号第10号 伊予生糸 (愛媛県西予市蚕糸業振興協議会)

特性

時間をかけて丁寧に繭から糸を引き出すため、蚕がS字状に吐いて作った糸の繊維のうねりがそのまま残り、嵩高となる。また、光沢があり、ふんわりと柔らかい風合いの糸。

生産地:愛媛県西予市

地域との結び付き

生の状態で冷蔵保存した繭を原料とする生繰り法により、テンション(張力)を抑えつつ低速で、かつ、多数の繭から繰糸する多条繰糸機を用いて生産する貴重な産地。



1 4 地理的表示メールマガジン

「地理的表示メールマガジン」を配信しています！

平成27年6月から地理的表示保護制度が施行されます

生産者、流通・小売業者の方々

- ・ どのような地域ブランドが取り組んでいるの？
- ・ 地理的表示に取り組む際の参考にしたい！
- ・ 店で扱っている商品は地理的表示なのかな？



消費者の方々

- ・ どのような地域ブランドがあるの？
- ・ 自分の地域の地域ブランドの動きを知りたい！



地理的表示メールマガジン で情報を配信！

配信開始

平成27年4月から～

配信登録

地理的表示法のHP

(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html)をご覧ください！

配信内容

- ・新規の申請(公示)内容
- ・新規の登録内容
- ・その他説明会情報等

1 5 地理的表示保護制度活用支援窓口(GIサポートデスク)

- 地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口を開設しています。

中央窓口：(一社)食品需給研究センター

○地理的表示保護制度への申請の相談を受け付けています。

・電話：0120-954-206

FREE

・問合せフォーム：

<https://ssl.alpha-prm.jp/fmric.or.jp/gidesk/contact.html>

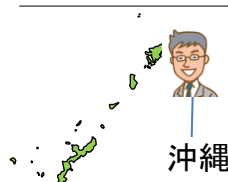
○登録申請の方法、相談会の開催等の情報を提供します。

・Webサイト(<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>)

指示

ブロック支援窓口

受け付けた相談は、内容に応じてブロック支援窓口より**現地**、**電話**、**メール**等で支援を実施します。



1 6 地理的表示法についての問い合わせ先

| 担当部署 | 電話番号 |
|---|--------------------------------|
| 北海道農政事務所生産経営産業部 事業支援課(北海道) | 011-330-8810 |
| 東北農政局経営・事業支援部 地域食品課(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) | 022-263-1111(内線:4374) |
| 関東農政局経営・事業支援部 地域食品課(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県) | 048-740-0152 |
| 北陸農政局経営・事業支援部 地域食品課(新潟県、富山県、石川県、福井県) | 076-232-4890 |
| 東海農政局経営・事業支援部 地域食品課(岐阜県、愛知県、三重県) | 052-223-4602 |
| 近畿農政局経営・事業支援部 地域食品課(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) | 075-414-9025 |
| 中国四国農政局経営・事業支援部 地域食品課(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県) | 086-224-4511 (内線:2413、2157) |
| 九州農政局経営・事業支援部 地域食品課(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) | 096-211-9111(内線:4396) |
| 内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課(沖縄県) | 098-866-1673 |

農林水産省 食料産業局 知的財産課

03-3502-8111(内線:4284)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html